

特定商取引法の改正について

検討事項	左記に対応した条例	対応（案）
<p>1. 悪質事業者への対応</p> <p>○ 次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務停止を命ぜられた法人の取締役やこれと同等の支配力を有すると認められるもの等に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止する。 <p>○ 業務停止命令の期間の伸長</p> <p>○ 行政調査に関する権限の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査時、事業者に事情聴取を行う規定がなかったことから、「質問」に関する権限の追加 <p>○ 刑事罰の強化</p>	<p>○ 事業者の業務を禁止する規定はない。</p> <p>○ 事業者の業務を停止する規定はない。</p> <p>○ 質問権を規定済み。</p> <p>第50条 知事は、第9条、第15条、第15条の2、第17条、第19条及び第20条の規定の施行に必要な限度において、事業者その他当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるもの（以下この項において「事業者等」という。）に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該事業者等の営業所、事務所等に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは当該事業者等の関係者に質問させることができる。</p> <p>○ 刑事罰の規定はない。</p>	<p>➤ 不当な取引方法を用いる事業者に勧告や情報提供を行う現行条例の仕組みにおいては、特定商取引法改正に伴う悪質事業者や所在不明の違反事業者への対応、指示事項の明確化は、現行条例で対応していることから、改正は要しないと考えられる。</p> <p>また、過量販売及びファクシミリ広告規制及び契約に基づく債務を履行させるための行為については、現行条例及び規則においても不当な取引方法として既に規定していることから、条例改正は要しないと考えられる。</p> <p>なお、立入検査等の対象となる「密接関係者」の拡大については、現行条例及び規則では対応していないが、対応するにも規則</p>
<p>2. 所在不明の違反事業者への対応</p> <p>○ 公示送達による処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分は、処分文書を事業者に交付することが必須 所在不明の事業者には、処分書の交付が困難 →処分が出来なければ、公表はできない 	<p>○ 公示送達の規定はないが、情報提供の規定がある。</p> <p>第17条の2 知事は、事業者が不当な取引方法を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに次に掲げる情報を提供するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該事業者に係る不当な取引方法 (2) 当該事業者に係る商品又は役務の種類 (3) 当該事業者の氏名又は名称及び住所 (4) その他必要な情報 	

<p>3. 指示事項の明確化</p> <p>○ 消費者利益の保護のための行政処分規定の整備 (例) 不実告知を行っていた事業者の不実告知により行政処分があった旨の既存顧客への通知を指示する。</p>	<p>○ 危害の発生又は拡大防止のための必要な措置を講ずるよう勧告できる規定がある。</p> <p>第9条(略)</p> <p>3 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>4. 過量販売への対応</p> <p>○ 電話勧誘販売における過量販売規制の導入（訪問販売ルールの拡張）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話勧誘販売において、消費者が日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等について、行政処分（指示等）の対象とするとともに、申込みの撤回又は解除を行うことができるようにする。 	<p>○ 販売方法を限定せずに、不当な取引方法として規定済み。</p> <p>規則別表5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法 (5) 消費者にとって過大な量の又は不当に長期にわたる商品等の供給を内容とする契約を締結させること。</p>
<p>5. その他法改正によるもの</p> <p>○ 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売における規制対象の拡大（指定権利制の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> 債権や株式を規制対象として追加 <p>○ 通信販売におけるファクシミリ広告規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子メール広告は既にオプトイン規制を導入済み 今回、ファックス広告に導入 <p>○ 指示の公表規定の整備</p> <p>○ 取消権の行使期間の伸長</p>	<p>○ 規制対象を限定していない。</p> <p>○ 不当な取引方法として規定済み。</p> <p>規則別表1 条例第16条第1項第1号の規定に該当する不当な取引方法 (5) 消費者が依頼又は承諾をしていないにもかかわらず、ファクシミリ装置その他の通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用して、契約の勧誘に係る表示を送信することにより、消費者の意に反して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>○ 勧告の公表は規定済み。</p> <p>○ 取消権の規定なし。</p>

改正で足りるため、条例改正は要しないと考えられる。

<p>6. 特定商取引に関する法律施行令改正によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務禁止命令の対象となる使用人の範囲の確定 ○ 立入検査等の対象となる「密接関係者」の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の親会社・子会社等を追加 <p>○ 規制対象に美容医療契約を追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務禁止命令の規定なし。 ○ 規定なし。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>規則第40条 条例第50条第1項に規定する当該事業者と密接な関係を有するものとして規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該事業者と消費者との間における契約に関して、当該事業者と取引するもの</p> <p>(2) 当該事業者と消費者との間における契約に関する事項であって、消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示するもの</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 取引の限定していない。
<p>7. 特定商取引に関する法律施行規則改正によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約に基づく債務を履行させるための行為を禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年収、預貯金又は借入れの状況その他の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせること。 ・ 意に反して貸金業者の営業所、銀行の支店その他これらに類する場所に連行すること。 ・ 個別信用購入あつせん関係受領契約若しくは金銭の借入れに係る契約を締結させ、又は預貯金を引き出させるため、迷惑を覚えさせるような仕方これを勧誘すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不当な取引方法として規定済み。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>規則別表5 条例第16条第1項第5号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(1) 消費者の年齢、職業、収入その他の事項について、契約に関する書面又はこれに付随する書面（以下「契約書面等」という。）に虚偽の記載をし、又は消費者に虚偽の記載をさせることにより、当該消費者に不当な不利益を与えることとなる契約を締結させること。</p> <p>規則別表6 条例第16条第1項第6号の規定に該当する不当な取引方法</p> <p>(2) 消費者等を欺き、威迫して困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者等に金融機関、事業者若しくは消費者の関係人から預貯金の払戻し若しくは借入れをさせ、又は生命保険契約の解約その他の資産の現金化をさせることにより、当該消費者等に金銭を調達させて契約に基づく債務の履行を強要し、又は当該債務を履行させること。</p> <p>(7) 第1号から前号までに掲げるもののほか、消費者等を欺き、若しくは威迫して困惑させ、又は消費者等の意に反して、長時間にわたり執ように反復する方法その他の不当な手段を用いて、当該消費者等に契約に基づく債務の履行を強要し、又は当該債務を履行させること。</p> </div>